

一般財団法人財団法人地方公務員安全衛生推進協会
「職場の安全と健康の会」に関する規則

制 定 平成24年3月6日規則第1号
一部改正 平成25年4月1日規則第9号
一部改正 令和元年9月9日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会定款第4条第1項第7号の規定に基づき、同協会に設置する「職場の安全と健康の会」（以下、「職場の会」という。）の入・退会の手続き、会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、本規則の内容を承諾の上、入会申し込みをした者とする。

(入会)

第3条 「職場の会」に入会しようとする者は、所定の入会申込書を協会に提出し、会費を納入することとする。

(会費)

第4条 会費は、年会費とし、1口につき3,600円とする。

(会員の特典)

第5条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 協会が作成・発行する図書等の無償配布
- (2) 協会主催の研修会、セミナー等の案内の配布

(退会)

第6条 会員は、書面により任意に退会することができる。

2 前項の場合において、既納の会費は返還しない。

(補足)

第7条 この規則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規則は、決定の日から施行する。

2 この規則の施行日前に協会の「職場の安全と健康の会」に入会していた者は、この規則でいう「職場の会」の会員とみなす。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。